

兵高教組
調査情報
 2014年4月21日 **2号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

常勤講師等の「空白の一日」問題

不利益解消に向け、要求書を提出



常勤講師など、常勤の臨時的任用職員は1年を超えて任用することができない、と地方公務員法22条で定められていることを理由に、県教委は、次年度に引き続き任用する際に「空白の一日」（3月31日か4月1日）を設けて任用しています。高教組は、「空白の一日」によって生じる様々な不利益を解消させるため、県教委に要求書を提出しました。

総務省が改善を促す通知

「空白の一日」を3月31日とした場合、3月分の年金と健康保険料が自己負担になり、また4月1日を「空白の一日」とした場合には、4月分の住居手当および扶養手当が不支給になります。高教組は長年にわたり、この「空白の一日」問題の解決を重要課題の1つとして取り組んできました。そして、2014年1月29日に総務省から各都道府県人事担当課へ、継続雇用する場合には

「一日もしくは数日の空白期間」があっても、被保険資格は「継続する」という通知が出されました。

違法状態を放置し続ける県教委

その通知を受け、多くの都道府県では昨年度中に何らかの改善措置を講じている（※1）にもかかわらず、兵庫県は何の措置も講じず「違法」な状態を放置し続けています。

要求項目

1. 来年度以降、臨時教職員の採用にあたっては、いわゆる「空白の一日」をもうけないこと。
2. 3月31日に「空白の一日」がある臨時教職員にも、今年度当初にさかのぼって年金および健康保険を継続させること。
3. 4月1日に「空白の一日」がある臨時教職員にも、住居手当と扶養手当を支給すること。
4. 年休の繰り越し及び夏期一時金の算定に関する不利益などについても改善を行うこと。
5. 希望する臨時教職員が、次年度も教員として働けるよう、県教委が責任を持って最大限の努力をおこなうこと。また、そのための校長への指導を徹底すること。



※1 他府県では、今年度より青森・岩手・山形・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・愛知・山口・香川・徳島・沖縄などで4月からの年金及び保険の継続を実現。近畿でも奈良・滋賀・京都（同一校のみ）では継続を認めており、和歌山でもあらたに4月から継続が認められています。

臨時教職員の待遇改善は、待ったなしの課題

兵庫県内の県立学校だけで約1,000名もの職員が定数内で臨時的任用とされ、あたかも調整弁のように着任と離職を繰り返されています。臨時教職員は正規採用の職員と同等の職責を負い、使命感をもって職場で奮闘していますが、その待遇は劣悪で

あり、果たしている職責に見合ったものとは到底考えられません。私たち高教組は「教育に『臨時』はない」を合い言葉に、長年にわたり臨時教職員の待遇改善に取り組んできました。臨時教職員の生活と権利、そして何より彼らの教育に対する熱意に報いるためにも、さらに取り組みを強めなければなりません。

臨時講師の皆さんも、ぜひ高教組へ

一人はみんなの為に みんなは一人の為に

高教組は、臨時教職員の皆さんの立場に立った、生活と権利を守る取り組みを行っています。組合加入の権利は正規職員だけのものではありません。臨時講師の皆さんも、是非高教組に加入して一緒に要求を実現しましょう。高教組はいつでもあなたをお待ちしています。

臨時教職員の集い 第3回採用をめざす学習会

経験者の生の声と豊富な資料！他にはちょっとない「対策講座」！

毎年好評で、約100人規模で集まる臨時教職員の集い・採用試験対策講座を、今年も開催します。教員採用試験の最新情報や合格体験談、願書作文攻略講座など充実のプログラムを準備しています。全県の仲間との交流で、仕事へのファイトも倍増！

是非、誘い合ってご参加下さい。

日時：2014年5月17日（土）
13:30～17:00

場所：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室
資料代・会場費等：300円

※組合員には交通費を支給

